

大阪市告示第557号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課における大阪産業創造館の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月22日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

公益財団法人大阪産業局

理事長 立野 純三

2 住所

大阪市中央区本町橋2番5号

3 指定日

令和7年2月21日

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 委託日

令和8年4月1日

（経済戦略局産業振興部企業支援課）